

諮問番号：平成 29 年度行服諮問第 1 号

答申番号：平成 29 年度行服答申第 1 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成 29 年 2 月 24 日、処分庁は、審査請求人による平成 28 年度北見市民税及び北海道民税の滞納について、審査請求人が第三債務者である株式会社 北洋銀行に対して有する普通預金の払戻請求権の差押え（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 これに対し、審査請求人は、本件処分を不服とし、平成 29 年 4 月 13 日付けで北見市長に対し審査請求をした。

### 第 3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 当時仕事の都合上、単身赴任であり、住宅は社宅であった。
- (2) 当時 1 週間に 1 度は江別へ帰省しており、審査請求人は北見市民ではない。納税は江別市にて行いたいと思っている。（住民票の異動を行っていない。）
- (3) 北見市納税課の方からも、前職会社からも差押えの連絡を受けていない。（電話の着信履歴もない。）昨年の 10 月上旬には退職し、住宅にはいない状態であったので、納税書（及び督促状）を確認できない状況であった。
- (4) 納税書は何度か見たが、北見市民という認識が無かったため、北見市の勘違いという認識しかなかった。
- (5) 差押えという重大事案を、本人又は前職の会社にも伝えずに実行するという事に違和感を覚えるし、権力の乱用であると思う。  
以上より、本件処分を取り消し、差押債権 67,668 円の返還を求める。

#### 2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、関係法令に基づき適法に行われた処分であるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 審査請求人は処分庁が本件処分を行うまで何ら催告等していないと主張するが、処分庁は法令等に基づき督促状の送達を適法に行っているほか、納付催告書も送達している。
- (3) 処分庁が差押処分を行うに当たって滞納者に事前連絡をしなければならない旨定めた法令の規定も存しないから、審査請求人の主張は認められない。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 北見市への納税義務について

ア 審査請求人は、北見市への住民票の異動は行っておらず、北見市民ではないため、納税は江別市にて行いたい旨主張するが、地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第3項の規定のとおり、市町村は当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人であっても当該市町村に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる」とされている。

イ 北見市に提出された審査請求人の給与支払報告書によると、平成28年1月1日当時、審査請求人は北見市に住所を有していたものと認めことができ、これにより北見市長は審査請求人に北見市民税を課したものと認めすることができる。

ウ 以上より、審査請求人は北見市に対して納税義務があったものといふことができ、納税は江別市にて行いたい旨の審査請求人の主張は認めることができない。

#### (2) 差押え及びそれに至る経緯について

ア 納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない（地方税法第329条第1項）とされ、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない（同法第331条第1項第1号）とされている。

イ また、地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類は、郵便又は信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事業所又は事務所へ送達する（地方税法第20条第1項）こととされ、地方団体の長は、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる（同法第20条の2第1項）、公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う（同条第2項）こととされている。

ウ 審査請求人は、平成28年度分の4期分に係る北見市民税及び北海道民税（以下「本件各市道民税」という。）を各納期限までに完納しなかった。そこで処分庁は、審査請求人に対し、本件各市道民税のそれぞれの納期限後20日までの日となる平成28年7月20日から平成29年1月19日までの

間に、それぞれに係る督促状を發した。

エ 本件各市道民税に係る第1期分及び第2期分の督促状は審査請求人に送達されたものの、第3期分及び第4期分の督促状は送達されずに返戻されたため、処分庁は、督促状を公示送達した。

オ その後、平成29年2月24日に処分庁は審査請求人の債権を差し押さえ、平成29年2月27日に処分庁は国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づき審査請求人に差押調書を送達した。

カ 以上の処分庁による差押え及びそれに至る経緯は、いずれも法令等の規定に基づいて行われたものということができ、何ら違法又は不当な点を認めることができない。

キ 以上より、本件処分は権力の乱用であるとの審査請求人の主張は認めることができない。

## 第5 調査審議の経過

平成29年7月6日 審査庁から諮問書を受領

平成29年7月10日 調査審議

平成29年7月25日 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 北見市への納税義務について

審査請求人は、納税は江別市にて行いたい旨主張するが、地方税法第294条第3項の規定により、北見市長が審査請求人に北見市民税を課したことは明らかである。また、市町村民税を課された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、市町村民税を課することができない（同条第4項）ことから、北見市民税を課された者に対しては、江別市は、江別市民税を課することはできない。

よって、審査請求人の主張は採用することはできない。

### 2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 本件処分は、審査請求人が本件各市道民税を各納期限までに完納しなかったため、督促状が發せられ、それでもなお徴収金を完納しなかったことより行われたことは明らかである。

(2) 審査請求人は、納税書及び督促状を確認できない状況であった旨主張するが、処分庁による書類の送達及び公示送達は適法に行われたものということができ、審査請求人の主張は採用することはできない。

(3) さらに、審査請求人は、差押えという重大事案を、本人又は前職の会社にも伝えずに実行することに違和感を覚えるし、権力の乱用である旨主張するが、本件処分は地方税法第331条第1項第1号の規定に基づいて行われたものということができ、審査請求人の主張は採用することはできない。

(4) また、審査請求人は、審理手続においても、審理員による2度の反論書の求めにも応じず、当審査会からの主張書面等の求めにも応じることはなかつ

た。

よって、当審査会としては、審査請求人の当初の主張以外に考慮すべき事情があると認定することはできない。

(5) 以上のことから、本件処分は違法又は不当であるということとはできない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、第1のとおり答申する。

北見市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会

委員 大島 由依

委員 杉山 定憲

委員 中島 茂幸

以上